

令和3年度前橋市教育委員会事務点検・評価報告書を作成しました

前橋市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たしていくため、令和3年度の教育委員会活動及び事務事業について、点検及び評価を実施し、報告書を作成しました。点検及び評価は、平成20年から実施しており、本年度で15回目になります。

1 報告書

9月1日に本市ホームページへ掲載しました。

■前橋市トップ>子育て・教育>小学校・中学校>前橋市教育委員会
>施設・計画など>教育委員会事務の点検・評価について

URL https://www.city.maebashi.gunma.jp/kosodate_kyoiku/3/6/6/11057.html



2 根拠法令

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 **教育委員会は、毎年、その権限に属する事務**（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）**の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。**

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

本件に関するお問い合わせ先

教育委員会事務局 総務課 総務係

電話 直通 / 027-898-5802